

第 8 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

令和3年3月15日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

第8回 熊本県議会 厚生常任委員会会議記録

令和3年3月15日（月曜日）

午前9時58分開議
午前11時19分休憩
午前11時30分開議
午後0時20分休憩
午後1時8分開議
午後1時28分閉会

本日の会議に付した事件

議案第44号 令和3年度熊本県一般会計予算

議案第46号 令和3年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

議案第59号 令和3年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算

議案第64号 令和3年度熊本県病院事業会計予算

議案第77号 熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第78号 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第79号 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

- ①「新しいくまもと創造に向けた基本方針（案）」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創成総合戦略（案）」について
- ②“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について
- ③第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保

険事業支援計画の策定について

④くまもと障がい者プラン及び熊本県障がい福祉計画の策定について

⑤熊本県国民健康保険運営方針の改定について

令和2年度厚生常任委員会における取組の成果について

出席委員（8人）

委員長 山口 裕
副委員長 中村 亮彦
委員 岩下 栄一
委員 藤川 隆夫
委員 鎌田 聡
委員 竹崎 和虎
委員 西村 尚武
委員 前田 敬介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 渡辺 克淑
政策審議監 早田 章子
医監 迫田 芳生
長寿社会局長 沼川 敦彦
子ども・障がい福祉局長 唐戸 直樹
健康局長 岡崎 光治
首席審議員
兼健康福祉政策課長 下山 薫
首席医療審議員 池田 洋一郎
健康危機管理課長 上野 一宏
高齢者支援課長 篠田 誠
認知症対策・地域ケア推進課長 伊津野 裕昭
社会福祉課長 永野 茂
子ども未来課長 久原 美樹子

子ども家庭福祉課長 坂 本 弘 道
障がい者支援課長 下 村 正 宣
首席審議員
兼医療政策課長 三 牧 芳 浩
国保・高齢者医療課長 沖 圭一郎
健康づくり推進課長 亀 丸 明 弘
薬務衛生課長 樋 口 義 則
知事公室
首席審議員
兼新型コロナウイルス
感染症対策室長 波 村 多 門
病院局
病院事業管理者 吉 田 勝 也
総務経営課長 杉 本 良 一

事務局職員出席者

議事課主幹 平 江 正 博
政務調査課主幹 西 村 哲 治

午前9時58分開議

○山口裕委員長 おはようございます。

ただいまから第8回厚生常任委員会を開会いたします。

それでは、本委員会に付託された議案を議題とし、これについて審査を行います。

本日は、前回と同様に、新型コロナウイルス感染症対策として、次第に記載のとおり、執行部の説明及び質疑応答を2つのグループに分けて実施することとしております。

前半グループでは、健康福祉部の健康福祉政策課、健康危機管理課、長寿社会局及び子ども・障がい局について、後半グループでは、健康福祉部の健康局及び病院局について、それぞれ議案の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それではまず、健康福祉部長から総括説明をお願いします。

渡辺健康福祉部長。

○渡辺健康福祉部長 健康福祉部でございま

す。着座で失礼いたします。

本議会に提出しております健康福祉部関係の議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提出しておりますのは、予算関係3議案、条例関係3議案でございます。

まず、議案第44号、令和3年度熊本県一般会計予算につきましては、総額1,868億5,000万円余の予算をお願いしております。

その主な内容につきまして、新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨及び熊本地震への対応、それから喫緊の課題への対応、この3つに分けて御説明いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応といたしまして、検査体制の強化に向け、医療機関等における検査機器の整備等を支援するとともに、医療提供体制の拡充に向け、入院病床や宿泊療養施設のさらなる確保を進めてまいります。また、保健所の機能強化のため、疫学調査等を行う人材確保に取り組めます。

さらに、ワクチンの接種を円滑に進めるため、相談窓口の設置や実施主体である市町村の支援等に取り組んでまいります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される独り親家庭や障害者など、厳しい状況に置かれている方々への就業相談等の支援を強化してまいります。

次に、令和2年7月豪雨及び熊本地震への対応についてです。

まず、令和2年7月豪雨への対応といたしまして、地域支え合いセンターによる訪問活動やこころのケアセンターによる巡回、相談活動、県独自の住まいの再建支援策の活用などにより、被災された方々に寄り添ったきめ細やかな支援を進めてまいります。

また、次なる災害に備え、要配慮者が利用される施設の避難確保計画や市町村による避難行動要支援者の個別計画の作成支援に取り

組んでまいります。

熊本地震への対応につきましても、応急仮設住宅入居者の方々が、それぞれの意向に沿った住まいの再建を実現されるよう、最後のお一人まで全力で支援してまいります。

次に、その他の喫緊の課題への対応として、主なものを3点御説明いたします。

1点目は、子供を安心して産み育てられる環境整備についてです。

多子、多胎世帯への支援としまして、育児サービス等に係る利用料の助成を行うほか、待機児童解消のための予備保育士の雇用支援、子ども食堂の設置、運営の支援などに新たに取り組んでまいります。

また、児童家庭支援センターの設置等により児童相談体制を強化するほか、里親を支援することで家庭的養育を推進してまいります。

2点目は、健康寿命の延伸に向けた健康づくりについてです。

人生100年時代を見据え、医療費分析に基づく疾病や重症化の予防、県民総参加での健康づくりなどの取組を推進するとともに、生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の就労や社会参加を支援してまいります。

3点目は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりについてです。

医師、看護職員等の養成、確保、定着に向けた取組や勤務環境の改善等により、医療提供体制の整備を進めるほか、介護福祉士等を目指す生徒への修学資金の貸付けや介護ロボット等の導入支援など、介護職員の確保や負担軽減を図る取組を推進してまいります。

また、農福連携の推進による障害者の就業の場の確保やひきこもり支援体制の整備を図ります。

このほか、殺処分ゼロを目指す動物愛護の取組についても、引き続き推進してまいります。

次に、議案第46号、令和3年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算につきましても、母子家庭等を対象とした各種貸付金等として、9,000万円余を計上しております。

次に、議案第59号、令和3年度熊本県国民健康保険事業特別会計予算につきましても、市町村への交付金や関係機関への納付金、拠出金など、1,895億3,000万円余を計上しております。

以上、特別会計を含む健康福祉部の令和3年度当初予算の総額は3,764億8,000万円余となり、骨格予算として編成いたしました令和2年度当初予算と比較しますと、278億円余の増となっております。

続きまして、条例関係につきましては、議案第77号、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について外2議案を提案しております。

このほか、その他報告としまして、新しいくまもと創造に向けた基本方針及び第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について外4件について御報告させていただきます。

以上が、今回提案しております議案等の概要です。詳細につきましては、関係各課長が説明いたしますので、よろしくようお願い申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、前半グループ健康福祉部8課の議案について、執行部から説明をお願いします。

なお、説明は、効率よく進めるため、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、議案第44号から説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

委員会説明資料、予算関係のほうを御用意

くださいませ。

まず、2ページをお開きください。

以下、主なものについて御説明をいたします。

まず、社会福祉総務費でございます。

19億9,278万円余をこちら計上しております。前年度当初予算に比べまして、1億9,052万円余の減額となっております。減額の主な要因は、熊本地震に係る住まいの再建支援事業の減によるものです。

右側の説明欄を御覧ください。

1の職員給与費は、定年退職予定者を除く本年1月1日時点での職員数や給与額に基づいて計上しております。各課の説明欄に、同じく職員給与と記載しているものについては同様の趣旨でございますので、各課からの説明は、以下、省略させていただきます。

3ページをお願いします。

同じく説明欄(3)でございます。地域福祉総合支援事業、こちらは「地域の縁がわ」地域ふれあいホームの施設整備や地域福祉支援計画の推進に寄与する事業等に要する費用について助成を行うものでございます。

(5)の災害ボランティアセンター支援事業は、新規事業となります。市町村が災害ボランティアセンターを有事に設置し、また、運営するために必要となるノウハウに係る研修に要する経費について助成を行うものでございます。

おめくりいただきまして、4ページをお願いします。

同じく説明欄4の社会福祉諸費の(3)地域支え合いセンター運営支援事業は、被災者支援のため、市町村が設置する地域支え合いセンターの運営経費についての助成等を行うものでございます。

(4)の住まいの再建支援事業は、住まいの再建に向けた支援策のうち、県が直接実施しているリバースモーゲージ型を含む自宅再建の利子助成等の3つの支援策分について必要

額を要求させていただいているものです。

5ページをお願いします。

(5)の災害弱者支援事業、こちらも新規事業となります。高齢者福祉施設など要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び在宅の避難行動の要支援者を対象とした個別計画の作成に要する経費について、市町村へ助成を行うものでございます。

おめくりいただきまして、6ページをお願いします。

こちら、下段の災害救助費でございます。

今回、34億1,695万円余を計上しております。前年度に比べまして4億1,011万円余の増額となっておりますが、その要因は、7月豪雨に係るみなし仮設住宅の賃借料等の増額によるものでございます。

次の7ページは、割愛させていただきます。

8ページのほうおめくりいただきまして、お願いいたします。

保健環境科学研究所費につきましては、保健環境科学研究所の運営に関する経費で2億3,318万円余をお願いしております。

中段の保健所費は、県内10か所の保健所の運営に関する経費で、15億9,894万円余をお願いしております。

続いて、下段の元金は、災害援護資金貸付金の返済に伴う貸付元金の国庫への償還金となっております。2,104万円余をお願いしております。

以上、健康福祉政策課は、総額78億6,011万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○上野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

同じく説明資料の9ページをお願いいたします。

まず、公衆衛生総務費でございますが、3億7,231万円余をお願いいたしております。

主な事業といたしまして、説明欄3の肝炎対策事業でございますが、これは、B型肝炎及びC型肝炎の患者の方々の治療に伴う医療費の助成や肝炎ウイルス検査などに要する経費でございます。

続きまして、下段の結核対策費でございますが、6,908万円余をお願いいたしております。

主な事業は、説明欄1の結核医療費でございますが、これは、感染症法に基づきまして、結核患者の入院勧告を行った際の医療費について助成するものでございます。

次に、10ページをお願いいたします。

予防費でございますが、24億2,479万円余をお願いいたしております。予防費につきましては、10ページを含めまして、3ページにわたり計上しております。

説明資料の11ページをお願いいたします。

主な事業といたしまして、(3)の新型インフルエンザ対策費においては、主に新型インフルエンザ発生に備えまして備蓄する抗インフルエンザ薬の使用期限の関係により、更新する必要があるため、1,841万円余を計上しております。

(4)の風しん対策事業におきましては、妊娠を希望する女性等の風疹抗体検査に要する経費及び同検査等を踏まえまして、市町村が実施する予防接種事業への助成を行うための経費でございます。

(5)の新型コロナウイルス感染症保健所機能強化事業におきましては、新型コロナウイルス感染症により保健所の業務が大幅に増加していることに対応するため、相談業務等の業務委託や疫学調査等の人員を確保し、保健所機能を強化するための経費でございます。

(6)の新型コロナウイルス感染症医療・検査等体制整備事業におきましては、新型コロナウイルス感染症に係る医療費の助成及び検査体制の整備等に要する経費でございます。

説明資料12ページをお願いいたします。

(7)の新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に伴いまして、安全性や副反応など専門的な県民等からの相談、ワクチンに関する相談に対応するための相談窓口の設置等に要する経費でございます。

次に、説明資料の13ページをお願いいたします。

食品衛生指導費でございますが、4億6,099万円余をお願いいたしております。

主な事業といたしまして、説明欄1の(1)食品営業監視事業は、食品営業施設の許可や監視指導及びHACCP導入推進等を行う経費でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

説明欄4、食肉衛生検査所費の(2)管理・運営費ですが、食肉衛生検査所の管理運営等に要する経費でございます。

次に、説明資料15ページをお願いいたします。

環境整備費でございますが、2億6,053万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、説明欄1の(2)動物愛護管理事業ですが、県の保健所や動物愛護センターにおける犬や猫の引取り、捕獲、収容、譲渡等の主に動物管理業務に必要な経費でございます。

説明資料の16ページをお願いいたします。

説明欄2の(2)動物愛護推進事業は、新動物愛護センター建設に要する経費及び県動物愛護ホームページの管理など、動物愛護の取組を行うための経費でございます。

以上、健康危機管理課は、令和3年度当初予算といたしまして、総額35億8,773万円をお願いしております。

次に、説明資料17ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

新動物愛護センター建設に係る造成工事に

つきまして、単年度では整備ができないことにより、複数年の契約を行うため、債務設定をお願いするものでございます。

健康危機管理課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次の18ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で1億2,000万円余をお願いしております。

説明欄の(1)でございます。

福祉人材緊急確保事業は、介護人材の確保に向けた新規参入の促進や高校生の介護福祉士等の資格取得の支援、さらには、求人求職者へのマッチング支援等に要する経費でございます。

1つ飛びまして、(3)福祉系高校修学資金等貸付事業費補助は、介護福祉士等の資格取得を目指す生徒へ修学資金等の貸付けを行う熊本県社会福祉協議会に対し、貸付原資等を助成するものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

老人福祉費で15億2,300万円余をお願いしております。

説明欄の2番、高齢者福祉扶助費の軽費老人ホーム事務費補助事業は、軽費老人ホームに係る必要経費につきまして助成をするものでございます。

次に、3番の高齢者福祉対策費につきましては、次のページ、20ページをお願いいたします。

2つ目の(4)施設開設準備経費助成特別対策事業は、介護施設等の開設を円滑に進めるために必要な準備経費について助成をするものでございます。

次の(5)介護職員勤務環境改善支援事業は、介護事業所等において、介護ロボット等の導入経費について助成をするものでござい

ます。

続きまして、21ページをお願いいたします。

(7)介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業は、新型コロナ対応分でございます。感染者等が発生した介護サービス事業所等において、介護サービスを継続して提供する際の必要経費について助成をするものでございます。

(8)介護施設等における防災リーダー養成等支援事業は、介護職員の防災力向上に向けた研修やBCP策定に関するアドバイザーの派遣に要する経費でございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

4の介護保険対策費で、(1)介護人材確保対策推進事業は、介護職の魅力や専門性をPRする広報啓発経費や、介護現場への定着支援のためのセミナーや研修経費について助成をするものでございます。

(2)介護人材キャリアパス導入等支援事業は、介護職員の経歴や職歴などを踏まえたキャリアパスの導入や介護職員処遇改善加算の取得支援等に要する経費でございます。

続きまして、23ページでございます。

老人福祉施設費で17億8,300万円余をお願いしております。

説明欄1番の老人福祉施設整備費で、(2)介護基盤緊急整備等事業は、市町村等が行います地域密着型特別養護老人ホーム等の介護基盤の整備に要する経費について助成をするものでございます。

(3)介護施設等における簡易陰圧装置・換気設備支援事業は、介護施設等に陰圧装置等を設置する経費について助成をするものでございます。

以上、令和3年度の当初予算は、総額で34億2,600万円余でございます。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○伊津野認知症対策・地域ケア推進課長 認知症対策・地域ケア推進課でございます。

資料の24ページをお願いいたします。

老人福祉費で279億6,148万円余をお願いしております。

主な事業を御説明いたします。

説明欄の2、高齢者福祉対策費でございます。

(1)認知症診療・相談体制強化事業は、認知症の医療体制や関係機関の連携体制の強化と早期発見や相談体制強化に要する経費でございます。

25ページをお願いいたします。

(3)権利擁護人材育成事業は、市町村が行う権利擁護人材の育成に要する経費についての助成や成年後見制度の利用を促進するための研修に要する経費でございます。

(4)の訪問看護推進事業は、訪問看護サービスの一層の安定的な提供を図るため、訪問看護ステーションへの相談対応等の支援に要する経費について助成するものでございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

(7)の在宅医療サポートセンター事業は、県及び地域における在宅医療の推進を図る在宅医療サポートセンターの運営経費について助成するものでございます。

(8)地域包括ケアシステム構築加速化事業は、高齢者の自立支援に向けた地域包括ケアシステムの構築を推進する市町村への包括的支援等に要する経費でございます。

27ページをお願いいたします。

(9)成年後見制度利用促進体制整備推進事業は、市町村が実施する成年後見制度の利用促進に当たり、コロナ感染症予防に必要な経費について助成するものでございます。

(10)復興リハビリテーションセンター設置・運営事業は、水害対応事業として、応急

仮設住宅等で介護予防の支援を行う専門職の派遣に要する経費でございます。

次に、3の介護保険対策費について、主な事業を御説明いたします。

(1)の介護給付費県負担金交付事業、それから(2)の地域支援事業交付金交付事業、(3)の第1号保険料県負担金交付事業は、いずれも市町村に対する法定の負担金、交付金でございます。

28ページをお願いいたします。

(5)高齢者を支える地域活動支援事業は、地域の実情に応じた在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む民間の事業者等への支援に要する経費でございます。

29ページをお願いいたします。

上段の公衆衛生総務費ですが、663万円余をお願いしております。

1の保健医療推進対策費の在宅医療連携推進事業は、在宅医療を担う医療、介護等の関係機関の連携体制構築のための協議会の開催等に要する経費でございます。

下段の医務費ですが、1,324万円余をお願いしております。

1の歯科行政費の在宅歯科医療機能強化事業は、在宅歯科医療連携室が行う訪問歯科診療の調整や人材育成、機材購入などに要する経費について助成するものでございます。

以上、認知症対策・地域ケア推進課は、令和3年度当初予算としまして、総額279億8,136万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

説明資料の30ページをお願いいたします。主なものを説明いたします。

まず、社会福祉総務費でございますが、3億1,023万円余を計上しております。

説明欄の2、民生委員費につきましては、

民生委員・児童委員の費用弁償等に要する経費でございます。

4の(2)日常生活自立支援事業は、県社会福祉協議会が行う認知症高齢者などの判断能力が十分でない方に対する福祉サービスの利用援助事業や日常的金銭管理事業に要する経費について助成するものでございます。

資料の31ページをお願いいたします。

上段の6の(2)小規模法人のネットワーク化による協働推進等事業は、複数の小規模法人等がネットワークを構築して実施する地域貢献や人材確保などの取組などに対して助成するものでございます。

次に、下段の遺家族等援護費でございますが、7,466万円余を計上しております。

説明欄2の(1)特別給付金等支給事務費は、昨年4月から受付を開始している第11回の戦没者遺族に対する特別弔慰金の裁定等に要する経費でございます。

資料の32ページをお願いいたします。

上段の(3)引揚者等援護扶助費は、帰国された中国残留邦人の方に支給される支援給付費でございます。

次に、下段の生活保護総務費でございますが、10億2,295万円余を計上しております。

説明欄1の(2)生活困窮者総合相談支援事業は、生活困窮者に対する就労支援や自立支援プランの作成など、総合的な支援に要する経費でございます。

資料の33ページをお願いいたします。

(3)の生活困窮者自立支援プラン推進事業は、先ほどの(2)生活困窮者総合相談支援事業で策定された支援プランに基づく生活困窮者に対する家計改善や子供の学習支援等に要する経費でございます。

(4)の自立相談支援機関等の新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化事業は、新型コロナウイルスの影響により生活に困窮されている方々に対する包括的な自立相談支援体制の強化等に要する経費でございます。

資料の34ページをお願いいたします。

中段の扶助費でございますが、37億6,942万円余を計上しております。

説明欄(1)生活保護費は、生活保護受給者の生活扶助、医療扶助等に要する経費でございます。

最後に、下段の精神保健費として924万円余を計上しております。これは、ひきこもり地域支援センターの運営等に要する経費でございます。

以上、社会福祉課の令和3年度当初予算としまして、合計51億8,652万円余をお願いしております。

続きまして、資料の35ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

生活保護世帯進学応援資金貸付につきましては、令和3年度の新規貸付者に対し、大学や短大等の在学期間中継続して貸し付ける必要があるため、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

社会福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○久原子ども未来課長 子ども未来課でございます。

36ページをお願いいたします。主な事業について御説明いたします。

下段の児童福祉総務費について、31億4,858万円余をお願いしております。

主な内容につきましては、次の37ページの説明欄をお願いいたします。

2、児童健全育成費の(1)多子世帯子育て支援事業ですが、幼児教育、保育の無償化の対象とならないゼロから2歳児について、第3子以降の保育料無料化を実施する市町村への助成経費です。

(3)の児童健全育成事業及び(4)の放課後児童クラブ施設整備事業は、放課後児童クラブの運営や施設整備についての市町村への助成

です。運営クラブ数の増加等により、運営費について、約9,000万円の増額となっています。

(5)子育て支援強化事業費補助金は、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業に対する市町村への助成です。

(6)の「くまもとスタイル」結婚推進事業、そして次の38ページにあります(7)「くまもとスタイル」子育て推進事業は、ともによかボス企業等が連携して行う結婚応援や子育てしやすい環境づくりに要する経費です。

38ページ、続きまして(8)多子・多胎世帯子育て支援総合交付金は、新規事業となります。在宅の多子世帯や多胎児を抱える家庭の育児負担を解消するため、ファミリーサポートや一時預かりなどの育児サービスの利用料、また、就学後の放課後児童クラブの利用料について補助を実施する市町村に対し、助成を行います。

4、保育士等確保対策費、(1)保育士人材確保事業については、保育士の再就職支援経費や保育補助者の雇い上げ事業の助成です。

39ページをお願いいたします。

(3)予備保育士確保促進事業は、新規事業です。年度途中の保育ニーズに対応できるよう、保育所が年度当初から予備的に保育士を雇用する経費を補助する事業です。待機児童ゼロを目指し、さらに取組を強化してまいります。

中段、児童措置費は、179億4,366万円をお願いしております。これは、保育所や認定こども園などの給付費の県負担分です。一昨年度から開始されました幼児教育、保育の無償化の実績額を踏まえた予算としております。

下段、児童福祉施設費は、11億5,696万円余をお願いしております。

2、市町村保育施設運営費補助の(1)特別保育総合推進事業は、延長保育等の助成、(2)は、病児・病後児保育の助成です。

40ページをお願いいたします。

4、施設職員退職共済費は、社会福祉施設等の退職手当の支給経費について助成するものです。

下段、公衆衛生総務費として、15億659万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、41ページをお願いいたします。

6、母子医療対策費の(1)女性のケア事業は、妊産婦への支援に対する経費ですが、この事業において、新型コロナウイルス対策として今年度開始されました妊婦のPCR検査に対する助成について計上しております。

42ページをお願いいたします。

不妊対策事業については、今年1月から開設されました体外受精や顕微授精などの特定不妊治療費に対する助成、そして新たに補助対象となった不育症検査費の助成について計上しております。また、今回の拡充分については、熊本市分についても、国から財源の交付を受けました安心こども基金により県から助成することとなりましたので、これらを合わせまして、総額として2億5,000万円ほどの増額となっております。

7、(2)少子化対策総合交付金事業については1億8,647万円を計上しています。予算額は昨年度とほぼ同額ですが、今回、市町村が独自に取り組む結婚に関する事業について助成するメニューを追加しております。

43ページをお願いいたします。

私学振興費として12億4,298万円余をお願いしています。

主な増減理由は、(2)教育支援体制整備事業費について、新型コロナウイルス感染防止等に係る助成として2,913万円余の増額、そして、(3)認定こども園施設整備事業費について、整備費として7,706万円の増額となっています。

以上、当課合計で251億9,231万円余をお願いしております。

子ども未来課は以上でございます。御審議

のほどよろしく願いいたします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

資料44ページをお願いいたします。主な項目にポイントを絞って説明をいたします。

中段、社会福祉施設費、説明欄をお願いいたします。

こちらは女性相談センターに関する経費で、DV対策に係る相談支援、未然防止教育、それから一時保護等に要する経費として、合計4,440万円余を計上しております。

下段の児童福祉総務費につきましては、次の45ページをお願いいたします。

3の(2)こんにちは赤ちゃん事業は、市町村が行う乳児家庭全戸訪問等に要する経費の県分の助成でございます。

(3)いじめに関する再調査委員会につきましては、これは法に基づく再調査関連の経費でございます、待ち受け予算となります。

それから、(4)子ども・若者総合相談センター事業につきましては、不登校やひきこもりなど、困難を有する若者とその家族の相談に応じるセンターの運営に要する経費でございます。

おめくりをいただきまして、46ページをお願いいたします。

(6)の社会的養護自立支援事業は、高校を卒業されるなど児童養護施設を退所する子供たちの自立支援のために、相談支援機関を設置するための経費などがございます。

それから、下段の児童措置費につきまして、金額の大きなものにつきましては、まず、1の(1)児童養護施設や里親委託に関する措置費として、約26億円を計上しております。

次の47ページをお願いいたします。

大きなもので、3の児童手当費は、中学生までの児童を対象に市町村が支給する児童手当に対する県負担分の助成でございまして、

約43億円を計上しております。

それから、下段の母子福祉費につきましては、主に独り親家庭の支援に係る経費で、主な事業は、次のページ、48ページをお願いいたします。

(2)のひとり親家庭等支援事業は、就業相談や就業のための資格取得等に対する支援に要する経費でございます。(5)につきましては、子ども食堂の開設や運営を支援するコーディネーターを新たに配置するための経費などでございます。

それから、次の49ページをお願いいたします。

3の児童扶養手当支給事業費は、これは、独り親世帯等に対する児童扶養手当の支給に要する経費で、県は町村にお住まいの方の分を支給しますが、約17億円を計上しております。

4のひとり親家庭等医療費につきましては、市町村が実施する独り親家庭に対する医療費助成に対する県の助成で1億5,367万円余を計上しております。

次に、下段の児童福祉施設費についてでございます。

説明欄の2番、これにつきましては、県立の児童自立支援施設清水が丘学園の現地建て替えに係る来年度設計費用として9,771万円余をお願いしております。令和4年度から一部敷地の造成に入りまして、翌5年度に児童棟の整備、全体の完了は令和8年度を予定としております。

おめくりいただきまして、50ページをお願いいたします。

3の(4)子ども虐待防止総合推進事業は、主に児童相談所における体制強化、それから支援の充実に要する経費を計上しております。

(5)の児童家庭支援センター事業は、県下全域におけるセンター設置に要する経費として、令和3年度は、新たに宇城・上益城地

域、そして八代地域、そして人吉・球磨地域の3か所に新規設置を予定しております。これまでに設置した地域も含めまして、県が7か所、政令市の熊本市が1か所で、合計8か所で県下全体をカバーすることとなります。

それから、(6)の里親推進事業につきましては、新たな里親人材のリクルートや、既に今養育をお願いしている里親さんたちのフォローアップ、こういったものを民間委託により行う経費でございます。

次に、51ページをお願いいたします。

4は、児童の一時保護に要する経費でございますが、(3)に新規事業といたしまして、中央児童相談所にごさいますクローズ型、閉鎖型の一時保護所について、子供たちの生活環境を改善するための備品等の購入に要する経費として、ふるさと納税寄附金を活用して、事業を1,000万円計上させていただいております。

以上、子ども家庭福祉課の合計で100億8,819万円余となります。

最後に、52ページをお願いいたします。

債務負担でございます。

上段、児童家庭支援センター運營業務については、先ほど御説明申し上げました新規の3か所分について、令和5年度までの3年契約を予定しておりまして、債務設定をお願いするものでございます。

下段の母子家庭等の児童の身元保証については、条例に基づきまして、身元保証契約に伴う損害賠償を担保するための債務設定、待ち受けでございますけれども、これをお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

資料の53ページをお願いいたします。主なものを御説明させていただきます。

まず、障害者福祉費で169億5,000万円余を計上しております。前年度と比べまして3億6,300万円余の増となっております。

主なものとしましては、説明欄の上から3番目、(3)障害福祉サービス費等負担事業で、障害者の入所や通所サービス事業に係る県の負担金でございます。増額の主な原因としましては、通所サービスの利用者や事業所の増加によるものでございます。

次に、その下の市町村地域生活支援事業は、市町村が行う相談支援事業や、手話通訳者派遣などの障害者の地域生活を支援する事業に対する助成でございます。

次のページをお願いいたします。

一番下の3、障がい者福祉施設整備費ですが、社会福祉法人などが行うグループホーム創設などの施設整備に対する助成でございます。

次のページをお願いいたします。

上から2番目、5、重度心身障がい者医療費助成事業は、市町村が行う重度心身障害者への医療費助成に対しまして、一部を助成するものでございます。

一番下の(2)発達障がい者支援センター事業は、県内2か所に設置しております発達障がい者支援センターへの運営委託費でございます。

次のページをお願いいたします。

下段の児童措置費で47億3,900万円余を計上しております。前年度と比べて6億700万円余の増となっております。増額の主な要因としましては、説明欄の児童扶助費で、放課後等デイサービスなどの障害児の通所サービスにおける利用人数や事業所の増加によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

2段目の児童福祉施設費で11億2,800万円余を計上しております。主なものとしましては、説明欄にありますように、松橋にありますこども総合療育センターの管理運営経費で

ございます。

次のページをお願いいたします。

精神保健費で2億5,900万円余を計上しております。説明欄の(2)精神保健医療費は、精神障害者の措置入院に要する経費でございます。

また、(4)自殺予防等対策推進事業は、市町村や関係機関が行う自殺予防対策への助成や県が行う相談支援事業等に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

下段の県立病院事業会計繰出金ですが、地方公営企業法に基づく県立こころの医療センターへの繰出金として10億5,400万円余を計上しております。

以上、障がい者支援課では、令和3年の当初予算としまして、総額242億1,600万円余を計上しております。

障がい者支援課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第46号の説明をお願いします。

○坂本子ども家庭福祉課長 子ども家庭福祉課でございます。

ページ、少し飛びまして84ページをお願いいたします。

母子父子寡婦福祉資金特別会計です。これは、母子家庭等を対象としまして、修学資金や就職支度資金等の貸付けに係る特別会計でございます。来年度の貸付金については、説明欄の上段記載のとおり、9,857万円余を計上しております。

それから、85ページが特別会計の債務負担行為の設定でございます。例えば、修学資金など年度を越えて貸付けを行う資金につきまして、令和4年度以降の債務設定をお願いするものでございます。

子ども家庭福祉課特別会計、以上でござい

ます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第77号の説明をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 ここから条例等議案の御説明になります。

縦で整理されてます説明資料(条例関係)のほうを御用意ください。

1つ目、こちらが、ページは、1ページと2ページにわたっております。1ページのほうで御説明をさせていただきます。

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例、これを通称やさしいまちづくり条例と呼ばせていただいておりますが、こちらは、高齢者や障害者等を取り巻く様々な障壁を取り除き、高齢者や障害者等の自立と社会的活動への参加を果たせる社会を築くこと、つまり、優しいまちづくりを目的として、平成7年3月に制定した条例となります。

改正の趣旨、内容でございますが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、通称バリアフリー法と呼んでおりますが、こちらの一部改正に伴いまして、関係規定を整理するものでございます。これにより、本条例の運用基準が変わるものではないです。バリアフリー法の一部改正に伴いまして、バリアフリー基準適合義務の対象が拡大されまして、公立小中学校等が追加されることになりました。

本県では、平成16年の条例改正時に、もう既にこの公立小中学校を含む学校を基準適合義務の対象に追加をしております。よって、公立小中学校等は、法律及び条例において二重に規定されることになるため、条例で追加する基準適合義務の対象から公立小中学校を逆に除くという技術的な整理をしたのが改正内容でございます。

施行期日は、バリアフリー法の施行日と同日の令和3年4月1日としております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第78号の説明をお願いします。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次の3ページをお願いいたします。

議案第78号、熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

議案のほうは、次の4ページから56ページまでとなっておりますが、この3ページの概要により説明をさせていただきます。

まず、1番の条例改正の趣旨でございますが、国の基準省令が改正になりましたことから、9つの条例の関係規定を整備するものがございます。

2番の内容としましては、四角囲みにしております主な改正内容のところでありまして、大きく3つございます。

1つ目が、介護サービス事業者に対し、感染症の発生及び蔓延を防止するための指針の整備などを義務づけること、2つ目が②でございますが、各種会議等を開催する場合にテレビ電話等を活用しての実施を認めること、3つ目が、その他といたしまして、人員基準等の見直しとなっております。

9つの条例は、その下の(1)から(9)までとなっております。

3番の施行期日でございますが、令和3年4月1日からとなっております。

高齢者支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第79号の説明をお願いします。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

引き続き条例案について御説明いたします。

条例関係資料の57ページをお願いします。

議案第79号、熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例などの一部を改正する条例についてです。

議案は、この後の58ページから92ページまでに掲載しておりますが、内容につきましては、このページで説明させていただきます。

条例改正の趣旨と内容ですが、厚生労働省令の一部改正を踏まえまして、障害児や障害者のサービスに関する計11の条例を改正するものです。

改正の主な内容は、下のほうの(2)に記載させていただいておりますけれども、虐待防止のための責任者及び委員会の設置並びに研修の義務づけや、感染症や災害等の対応を強化するための研修や訓練等の義務づけなどです。

施行日は、令和3年4月1日を予定しております。

障がい者支援課の説明は以上です。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○山口裕委員長 以上で前半グループの説明が終わりましたので、付託議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ、担当課等を述べていただいた上でお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を名のって着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○岩下栄一委員 保健環境科学研究所ですけれども、この間監査に行つて思ったんですけれども、いろんな研究器材がたくさんありま

して、相当なお金がかかると思います。もう不用になったり、壊れたり、もう時代遅れになったりしたやつがたくさんあって、それを買い換えるかどうかという話だろうと思いますけれども、無駄なものは早く処分して、もう時代も変わって科学的になってるから新しい備品を備えていったらどうか。特に、感染症はじめ、ちょっとこの議案の中にもある食品衛生の問題もありまして、残留農薬とかそういうものを検出したり、いろいろ研究するのに必要だから、その辺りの改善といいますか、それが必要だろうと思いました。監査に行ったときの感想ですけれども。

それで、食品安全のところでは残留農薬、あるいはいろんな食品の安全が問われておりますけれども、特に、化学物質を使った、添加物なんか使った食品も多いし、食品衛生関係は非常に危機的な状況にあると私は思うんですけれども、それとの関連で、保環研の充実についてどういう考えを持っておられるか。

○下山健康福祉政策課長 保健環境科学研究所の件につきましてお答えさせていただきます。

岩下委員のほうで監査に行かれた御指摘につきましては、私のほうも、昨年度、内容を伺っておりまして、確かに、結構古い機器がそのまま置いてあったりというのがございましたので、あその後、いろいろ備品等も見直しまして、必要なものについては、今後購入計画の中に入れていくということにしたいと思っております。

また、今年度は、特に、新型コロナウイルス感染症の検査業務で手いっぱいだったところもございますが、本来の食品研究の部分でございますとか、研究部分もしっかりとなさっているところ。そういった今後の研究や、やっていくことも見据えまして、しっかりと対応

してまいりたいと思っております。

すみません、ちょっと十分ではございませんが、以上でございます。

○上野健康危機管理課長 保健環境科学研究所の検査器材につきましては、今年度は、例えば、食品の添加物とかを検査するための高速液体クロマトグラフィーの更新をしております。それと、残留農薬の検査のためのガスクロマトグラフィーにつきましても、一昨年度ですか、更新はしておるところでございます。

また、今後も必要に応じて更新はしていきたいというふうに考えております。

○岩下栄一委員 大分改善されているということですね。私たちの日常生活は、感染症に限らず、いろいろ危険にさらされているから、そういう点で、ぜひ保環研の機能を充実、アップしていただいて、県民の健康を守っていただくようお願いいたします。

○鎌田聡委員 11ページ、健康危機管理課です。

(6)で、新型コロナウイルス感染症の検査等体制整備事業が上がっておりますけれども、これは、現行より何か体制を拡充されとかそういうところがあるのでしょうか。

○上野健康危機管理課長 この検査体制の整備事業につきましては、まずは医療費につきましては、自己負担分を全て補償といいますか、負担するということで、入院とかの医療費、それと、検査体制の整備につきましても、民間の検査機関への行政検査分の委託費、それと、あと、当然今後も医療機関とかで検査機器を整備していただいて、迅速に医療機関でも検査をしていただく、その体制の整備のための経費を要求させていただいております。

○鎌田聡委員 じゃあ民間に委託するという形になりますと、その検査件数自体も増えていくということ考えていいんですかね。

○上野健康危機管理課長 既にもう委託を含めまして、現在、1日当たり2,300件ぐらいのPCR検査が可能になっておりまして、民間検査機関がもっと整備をしたいということで御相談いただければ、また、検査機器の整備費用についても、こちらのほうで、包括支援交付金で10分の10、国の負担でできますので、その分については、こちらのほうで助成していきたいというふうに考えております。

○鎌田聡委員 県内のある民間機関にありますけれども、最近、PCR検査キットっていうから、自分で調べて送って、それで反応見てってなってますけれども、あれの扱いはどうなるんですか。もしあれで陽性とか出た場合は、その後どうやって、どうするのかというところをちょっと教えてください。

○上野健康危機管理課長 まず、1点目ですが、厚生労働省は、診断用のキットなのか、研究用のキットなのか、そこをはっきりさせるということで通知が来ておりまして、一般的に、例えば、自動販売機とかで売ってある検査につきまして、本当に保険適用の厚生労働省が診断用として認めているキットなのか、そこがほとんどどうも違うような形が通知の中で読み取れるところございまして、保険適用の検査、診断キットを使っていたきたいというのが1つ。

それと、もし陽性になった場合ですけれども、そこにつきましても、要するに、医療機関がその検査に関与している検査であれば、医療機関から保健所に届出が出るようになりますけれども、もう直接民間の検査機関と個人の方が、直接郵送とかでやり取りとかされ

た場合には結果だけしか来ない。プラスかマイナスか、その結果だけしか来ないので、そのときは、あくまでもその方に、保健所にちゃんと連絡をしてくださいというようなやり取り、同意書まで含めて、その検査のやり取りをやってくれということをお願いしるところでございます。

○鎌田聡委員 じゃあ、そういうキットで本人に通知があつて、本人がもうそのまま黙っとけばもうそのままですよ。保健所に通知あった場合は、医療機関に行ってほしいという話になるんですか。

○上野健康危機管理課長 その検査結果が信頼できるものなのか、ちょっとそこの確認が必要になりますので、もしもう1回再検査が必要と、ほとんど多分もう1回再検査ということになると思いますが、そのときは保健所が正式に行政検査を実施するというになります。

○鎌田聡委員 ちょっとその辺の流れとか、その後の対応がきちんとあれになるのかどうか、ちょっと不安になっておりましたんで、その辺をしっかりと徹底もしていただきたいなと思いますし、そして、併せて、もう1点いいですか。その検査の関係で、今変異のウイルスの検査があります。これは必ずやれるんですか、陽性出た人は。

○上野健康危機管理課長 現在国からの通知では5%から10%の陽性検体について検査をしてくれという依頼が来ておりますが、熊本県では、今の状況では陽性検体が少ないものですから、保健環境科学研究所で陽性になったものについては100%検査をしてもらっております。今のところ、今話題になっておりますイギリス、南アフリカ、ブラジル株につきましては出ておりません。

○鎌田聡委員 報道等で聞くと、その一部しかやってないんで、本当はいっぱいあるのに、一部しか出てないという話があったんですが、熊本県は100%やっているということで、今の話では理解しとってよろしいんですね。

○上野健康危機管理課長 あくまでも保健環境科学研究所と、あと、熊本市は、市の環境総合センターで、陽性になった分については検査を全て実施しているということです。

○鎌田聡委員 民間医療機関はどうなんですか。

○上野健康危機管理課長 医療機関につきましては、検体が保存されてあって、医療機関から、これはぜひお願いしたいということであれば今実施をしております。検体の保存の方法によっては、その後の検査に向かない検体というのもございますので。

○鎌田聡委員 その変異へのやっぱり不安感というのが非常に大きいので、しっかりとその辺の検査も含めてやっていただいて、状況を明らかにしていただいた上で、そこから改善に向けて対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 5ページの健康福祉政策課の災害弱者支援事業に関してなんですけれども、要支援者の個別計画の作成を市町村がやることになってはいますが、現在の各市町村における進捗状況等が分かれば教えてください。

○下山健康福祉政策課長 基本的に、一応計画の策定としては、全市町村、策定をしている状況ではあります。ただ、全部についてつくっているのは10市町村のみでございます。また、その中身につきましても、今後、追加とか、改善していくべきものとか、もっと実効性を持たせるために、例えば、ケアマネジャーさんを入れたり、専門家を入れたりとか工夫していく余地が十分ございますので、その辺を向上させていきたいなというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 熊本地震から5年ぐらいたつし、また、人吉・球磨地方での豪雨災害もあっておりますので、逆に言うと、毎回、要援護者、そこの災害弱者に関してどういう形でひもづけしていくのかという話が必ず出てくるわけで、その中で、各市町村が、本来であれば、一人一人ピックアップしながら、どういう形で要援護者を災害から守っていくのかというのをつくっておかなきゃいけない、このための計画だろうというふうに思うんですけれども、この事業自体がね。だけど、今言ったように、もう5年ぐらいたつけれど、それほど何かイメージ的に言うと進んでいないようなイメージしかないんですけども、やっぱりこれはきちっとやっておかないと、これから先も災害は、いつ、どこで起こるか分からないわけなので、これ、もうちょっとスピード感を持ってやっていただければというふうに思いますので、各市町村に、きちっとそういう形で事業が展開できるように言っていただければと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○前田啓介委員 50ページ、(5)児童家庭支援センター事業についてですが、先日、委員会視察でも、八代の児相で説明を受けさせて

いただいて、コロナ禍どうかは別として、年々相談件数が増えていると職員の方からお聞きしました。職員の方の負担も増えているとお聞きしました。

説明の中で、人員強化等しているということで、また、補正予算で前回3か所の支援センターを設置されるだとか対応してこられたと思います。設置後、どんな形になったか、また、これから3か所また設置するとお聞きしましたが、体制の強化、職員の待遇がどう改善されていくのか、具体的に教えていただければ幸いです。

○坂本子ども家庭福祉課長 児童家庭支援センターについてでございます。

委員御説明ございましたとおり、9月補正で今回3か所の追加ということで予算をいただきまして、その3か所につきましては、早いところで1月、遅いところでも年度内には、いわゆる公募によりまして委託をお願いする法人を決定しておりますので、現在、まず相談支援事業ですので、非常に専門性が求められますので、まず、相談員の方々の研修面を児童相談所と協力しながら、しっかりとやっているところでございます。

来年度につきまして、また、3か所、公募ということでございますので、今のところ、予算成立いただきましたら、年度明けて速やかに作業を開始して、できれば、夏頃には新たなところを決定できればと思っております。

ただ予算を計上して数を委託するというところだけではございませんで、これは非常に重要な事業だと考えておりますので、しっかりと、従事していただく方、また、児童相談所、特に、市町村との連携という意味で、しっかりと質の部分を担保していくような形で考えております。

児童家庭センターについては以上でございます。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○前田啓介委員 もう1個、別のやつなんですけれども、54ページの(6)になるんですね、すみません。現在、コロナ禍で、消毒、マスク等、対策をいろいろしていく中で、障害者施設のほうなんですけれども、マスク対策に苦労されているお話をちよくちよく聞きます。クラスターが発生しやすい場所であるので、職員の方は、徹底して対応をしていただくようにはされているみたいなんですけれども、気づいたら、やはりマスクを外して、ほとんどの方がしていないという状況がちよくちよく見受けられているようです。

現在、県からも、消毒、マスク徹底してくださいと、いろいろお願いされていると思うんですけれども、より強い指導ができないかとか、また、入所者に対して何か強い対策がないのか、そういうのがあれば、よければ教えていただければと思います。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課です。

今委員御指摘のとおり、障害の特性によっては、マスクが、やっぱりなかなかできない方が特におられます。特に、施設に入所されているその知的障害の方とか、特にやっぱりマスクが苦手という方が多いです。

そのこともあって、今回、みつば学園でクラスターが発生しましたけれども、それも少し長引いたのも、こういうのが影響しているんだと思っているところです。

施設に対しましては、まず、感染防止が大事なものですから、当然研修も重ねてますし、資料等もお配りして、あと、DVDも今度作りまして、そういうことを踏まえて施設の対策を取っていただきたいということは周知しているところです。

ただ、なかなか強制というところまではち

よっといけない状況なもんですから、きちっと消毒をするだとか、介護した後の手洗いをやるとか、手袋をちょっと、防護服を着てちゃんとするとか、そういう形で感染が広がらないように対応していただいているというのが状況です。

○山口裕委員長 よろしいですか。

○前田啓介委員 やはり一生懸命されているんですけども、また、一緒のクラスターを繰り返すというのが一番怖いことなので、やはり疾患を持っている方とか併用している方がたくさんいらっしゃると思いますので、どうか、どうかというのは徹底していくしかないんですけども、よろしく願いいたします。

○岩下栄一委員 先ほど前田委員の冒頭の発言にもありましたけれども、今DVとか、児童虐待とか、あるいはコロナの中で家族が孤立したり、いろんな家庭間の問題がたくさん出ていまして、家族療法という考え方が、スウェーデンとか、あるいはアメリカとかでよく言われていて、児童相談所が先頭に立ってやっているとかがやってないとかいう話もありますけれども、本県においては家族療法という考え方はあるんですか。

○坂本子ども家庭福祉課長 岩下委員おっしゃるように、児童相談所、やはりいろんな境遇に置かれている子供たちを、まずは安全確保ということで、第一にはしておるんですけども、最終的に、その子がどういう形で育っていくのか、その中では、家族との関係、いわゆる我々は家族再統合と言ったりしておりますけれども、そういった部分についても、おっしゃるように非常に重要な問題で、問題といたしますか、取り組まなければならないということで、ただ、本県独自に何か先進

的な部分というのについては、なかなか今こういう児童虐待の状況ということですので、急性期の対応というのが、今のところ軸にはなっておりますけれども、昨年3月に熊本県の家庭的養護推進計画という計画を県でも作りまして、そういった中でも、やはりその後の子供の育ちであったり、家族との関係をどうしていくかというのを取り組んでいかなければならないということで、これ、10年計画なんですけれども、その中で先進的な研究をされているところの取組も参考にしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 何もやっておられんと思うとったら、いろいろやっとならんとですたいね。

○坂本子ども家庭福祉課長 基本的には、引き離して終わりということはありませんので、その後をきちっとやっていくということが重要と認識しております。

○岩下栄一委員 国の施策の中にもいろいろありますから、よろしく願いしときます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 15ページ、また健康危機管理課になりますけれども、動物愛護の関係で、犬、猫の譲渡頭数あたりが、今年は多分譲渡会への開催あたりが、コロナの関係でどうだったのかと思いますけれども、その辺の状況と、あと、殺処分ゼロで頑張っておられますけれども、その辺の状況をコロナ禍においてどうなのかということを教えていただきたいと思います。

○上野健康危機管理課長 まず、殺処分のほうですが、今年度は、やむを得ない安楽死

が、犬が80頭、現時点でということで、昨年度よりも少なくはなってきました。

それと、譲渡につきましては、現時点で517頭ということで、令和元年度と比べますと、約200頭少なくはなっております。ただ、捕獲頭数も400頭減っておりますので、そもそも昔いた野犬がどんどん少なくはなっているということで、入ってくる犬が少なくなってきた、その分、当然譲渡数も減ってはきておりますが、入ってきた割合からすると、譲渡のほうは伸びている形になっております。

○鎌田聡委員 譲渡会自体が、かえって減っている。どうなんですか。

○上野健康危機管理課長 譲渡会として、人に集まっていたの譲渡会というのはなかなか実施ができておりません。

○鎌田聡委員 現在の状況じゃなかなかそういったふうに人を集めるのは難しいと思いますけれども、譲渡のほうは結構進んできているという状況を聞いて、うちも安心はしましたけれども、これからも、ぜひ殺処分数は、やむを得ないやつも減っているということでありますので、継続して頑張っていたきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 42ページ、子ども未来課です。不妊対策事業に関して国が一生懸命不妊治療を進めているというふうに思いますけれども、その中で、ある程度の年齢であるとか、回数であるとか、様々なガイドラインを本来は示してやっていく事業だろうというふうに思うんですけれども、なかなかそこがちょっと見えてこないようなところがあるん

で、それがもし分かっていたら教えていただければと思います。

○久原子ども未来課長 御指摘のとおりの不妊対策の国のガイドラインですけれども、やはり保険適用というのが令和4年度から予定をされておりまして、そちらのほうの整理と併せて、国のほうで今作業されているようです。

指定医療機関等の要件、それから治療の要件、そういったものもやはりそこを見据えた形でのお示しということで、現在詳細なものは私どものほうには参っておりません。

対策としては、今現在の私どもの助成の制度を拡充という形、それと、新たに医療機関のほうで言いますと、男性不妊の医療機関を新たに指定する、そういったところが新たな内容とはなっているところでして、あと、どのような治療、どのような内容で行うべきというようなガイドラインというのは、また、改めて逐次改正されていくものというふうに認識しております。

以上でございます。

○藤川隆夫委員 今ので大体流れるなものは分かりましたので、令和4年からという今お話だったんで、それに際して男性不妊もそこに入ってくるという話、恐らくこれから専門家会議できちとしたガイドラインができてくるというふうに思いますので、それを見た上での予算化というのが今後必要になってくると思いますので、それはそれで見ながらやっていっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

もう1点、もうこれ、ずっと言っている話なんですけれども、11ページの新型インフルエンザ対策費です。また、インフルエンザで備蓄してた薬品を廃棄処分して新たに買入れるということで、1,800万ぐらい予算化されております。今年は特にインフルエンザ自

体の流行というのが見られなかったわけで、これに関して今後どのような形で進めていくのかというのが国のほうから何か話がありますか、これ、今後も備蓄していくのかどうか含めて。

○上野健康危機管理課長 備蓄につきましては、もう委員のおっしゃるとおり、自治体側としては流通備蓄をお願いしたいというふうにはずっと申し上げてきているところでございますが、今のところ、まだ国のほうの指示といたしましては、人口当たり何人という割合を都道府県で備蓄をしろというような指示が来ておりまして、現時点では25万2,000人分ほどの備蓄を都道府県で行って、なおかつ、流通備蓄は流通備蓄で、業界のほうに恐らく国のほうもお願いしていることだと思いますけれども、今のところは、国の方針としては変わっていない状況でございます。

○藤川隆夫委員 最初のうちは、薬自体の使用期限というのが短かったけれども、現在5年ぐらいまで延びているかというふうに思いますけれども、その中で県単独で備蓄する分というのが、今、25万2,000人分という話がありましたけれども、こういうような状況、インフルエンザ自体が結構ほとんどいないような状況の流れの中で、やはりこの流通備蓄だけで私もいいというふうに思ってますんで、逆に言うと、国に対して、逆に本当に自治体での備蓄が必要なのか、なおかつ、これを3年置き、5年置きぐらいに廃棄処分しているお金というのはばかにならないお金がこれ、かかっています。非常に無駄なお金だというふうに思ってますんで、逆に言うと、流通備蓄だとそれほどのリスクもないわけなんで、そっちのほうに、やっぱりおっしゃるようには持っていく努力を県としてやっぱり声を上げるべきだろうというふうに考えておりますんで、その部分よろしく願いいたします

す。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○岩下栄一委員 生活困窮者自立支援事業というのがありますかね。熊本県ではどのくらい該当する人がいるんですかね。

○永野社会福祉課長 社会福祉課でございます。

生活困窮者自立支援法に基づく事業としまして、各市町村に相談窓口を置きまして、そこで相談対応等を行っております。また、その相談に基づきまして支援プランというのを作りまして、任意の4事業というのをやっております。昨年度の実績で言いますと、まず、相談のほうは、熊本市を含みます全県で相談件数が約3,000件あっておりますけれども、本年度はかなり増えておりまして、県全体で見ると、3倍ぐらいになっておりますので、その辺の相談をしっかりとやるために、今回の予算でも計上しておりますけれども、体制強化ということで、通常予算にプラスして体制の強化をお願いしているところでございます。

○岩下栄一委員 生活保護とは重複されてないんですか。

○永野社会福祉課長 生活保護の前の段階でということで、生活保護にならないようにといたしますか、支援を行いますし、状況に応じては、相談の段階で、やはり生活保護のほうに相当だという場合には、生活保護のほうにつないでいくというような形になっております。

○岩下栄一委員 相談者の中で自立できた人はたくさんいるんですか。

○永野社会福祉課長 自立できるような形で、先ほど申しましたように、昨年で言うと3,000件程度ありますけれども、状況に応じて、就労の支援でありますとか、家計の改善支援でありますとか、子供の学習とかやっておりますので、自立につながるような形で支援を行っているところでございます。

○岩下栄一委員 一件でも多く自立されたほうが、我々としては、大変ありがたいですね。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で前半グループの質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。ここで10分程度休憩します。再開を11時30分からといたします。

午前11時19分休憩

午前11時30分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

後半グループ、健康福祉部4課及び病院局について、付託議案の審査を行います。

まずは、健康福祉部から説明をお願いします。

なお、説明を効率よく進めるため、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、議案第44号から説明をお願いします。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

資料の60ページをお願いいたします。主な事業を説明いたします。

公衆衛生総務費で71億3,778万円余を計上しております。前年度比で27億6,871万円余の増となっております。

右の説明欄2、保健医療推進対策費の(2)小児医療対策事業ですが、小児救急医療拠点病院等の運営費についての助成や子ども医療電話相談、いわゆるシャープ8000に要する経費でございます。

61ページをお願いいたします。

(3)の医療施設等施設・設備整備費は、医療機関が機能強化を図るために行う施設整備や検査機器の整備等について助成するものでございます。

続いて、(4)の医師確保総合対策事業は、医療機関や大学、女性医師、研修医等を対象にした医師確保対策に要する経費でございます。地域で必要とされる総合診療医の養成等を行うための熊本大学の寄附講座の設置や医師修学資金の貸与などを行っております。

62ページをお願いいたします。

(9)の地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業は、くまもとメディカルネットワークの構築に要する経費について助成するものでございます。

続いて、(10)の御所浦医療提供体制強化支援事業は、架橋事業の休止に伴う医療面の不安解消のため、現在の御所浦診療所と歯科診療所を集約し、医師住宅や研修室を備えた新たな診療所の建設等について助成するものでございます。

63ページをお願いいたします。

(12)の病床機能分化・連携推進事業は、医療機能の再編のための計画を策定したり、施設整備を行う医療機関や分化、連携の調査研究を行う団体に対して、その費用を助成するものでございます。

1つ飛んで、(14)の病床機能再編支援事業は、将来の医療需要等を踏まえ、病床の再編や削減を行う医療機関に対し、助成するものでございます。

64ページをお願いいたします。

(16)の医療施設浸水対策事業は、浸水想定区域に所在する医療機関の設備等の浸水被害

防止または軽減に要する経費について助成するものでございます。

次に、予防費で189億236万円余を計上しております。下の段です。前年度比、倍増でございます。これはコロナの対策経費ですので、倍増となっております。

右の欄、1、感染症予防費の(1)新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保事業は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の空床確保に要する経費に対する助成でございます。

65ページをお願いいたします。

(2)の新型コロナウイルス感染症入院医療機関設備整備事業は、新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れる医療機関の設備整備に対する助成でございます。

続いて、(3)の新型コロナウイルス感染症医療従事者派遣体制確保事業は、患者受入れの医療機関に医師や看護師などを派遣する医療機関の派遣費用について助成するものでございます。

66ページをお願いいたします。

(6)の新型コロナウイルス慰労金・支援金審査等事業は、前年度に執行した慰労金、支援金の精算、審査業務に要する経費でございます。

続いて、下段の医務費で1億6,389万円余を計上しております。前年度比で2,916万円余の増となっております。

右の欄1、医務行政費の(2)新型コロナウイルス感染防止遠隔医療推進事業ですが、感染防止のために遠隔医療を行う医療機関に必要な設備整備費について助成するものでございます。

67ページをお願いいたします。

2、へき地医療対策費は、(1)のへき地医療施設の運営費と(2)の施設設備整備に対する助成でございます。

続いて、3、歯科行政費の(1)障がい児・者歯科医療提供体制強化事業は、障害児者の

歯科診療、歯科医療従事者等の人材育成等を行う熊本県歯科医師会に対し、助成を行うものでございます。

68ページをお願いいたします。

保健師等指導管理費として5億8,566万円余を計上しております。前年度比959万円余の増となっております。

右の欄1、看護行政費の(1)看護師養成所等運営費補助事業は、県内11の養成所の運営費に対し、助成を行うものでございます。

続いて、2、看護師等確保対策費の(2)看護学生の県内定着促進事業は、看護学生への修学資金の貸与及び県内定着促進の取組等に要する経費でございます。

69ページをお願いいたします。

(3)医療従事者勤務環境改善推進事業は、医療勤務環境改善支援センターの運営に要する経費及び医療従事者の働き方改革等、勤務環境改善の取組を行う医療機関に対し、助成を行うものでございます。

(4)の看護師等卒後フォローアップ研修事業は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨地実習の経験不足を補完するための研修実施に要する経費でございます。

続いて、(5)の潜在保健師等人材バンク事業は、新型コロナウイルス感染症等の拡大に備えるための潜在保健師等の人材バンク整備、研修等に要する経費でございます。

以上、医療政策課は、計271億810万円余を計上しております。

最後に、70ページをお願いいたします。

債務負担行為について御説明いたします。

医師修学資金貸付は、地域の医師を確保するため、熊本大学の医学生を対象とするもので、来年度は5名分、限度額3,589万円余の設定をお願いするものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医

療課でございます。

資料の71ページをお願いいたします。

国民健康保険指導費で73億1,225万円余を計上しており、前年度比1億8,462万円余の減となります。主な理由は、説明欄の3、国民健康保険制度安定化対策費につきまして、これは市町村が行う低所得世帯の保険料減免に係る負担金ですが、被保険者数の減により減少するためでございます。下段の公衆衛生総務費で290億9,058万円を計上しており、前年度比6億7,322万円余の増となります。

次ページ、72ページをお願いいたします。

増額の主な理由は、説明欄の2、後期高齢者医療対策費について、後期高齢者数の増加に伴い、(1)から(3)の県法定負担金が増加するためでございます。

下段の国民健康保険事業特別会計繰出金で114億447万円余を計上しております。これは県の法定負担金ですが、市町村への保険給付費等交付金の減額に伴い、前年度比3億1,092万円の減を見込んでおります。

以上、一般会計予算として478億731万円余をお願いしております。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○亀丸健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

説明資料の73ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で32億5,900万円余をお願いしております。主な事業について御説明いたします。

まず、説明欄2の衛生諸費でございます。軽症者等療養支援体制整備事業は、新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養を行うために必要な施設の運営等に要する経費でございます。

次に、説明欄3の健康づくり推進費でございます。

(1)の健康増進計画推進事業は、くまもと

21ヘルスプランに基づく受動喫煙防止など、県民の健康づくりの推進に要する経費でございます。

(2)の健康長寿推進事業は、県民の健康寿命の延伸のため、健康づくりの意識醸成及び企業や団体の健康経営の推進に要する経費でございます。

次、74ページをお願いいたします。

(3)の糖尿病発症・重症化予防対策支援事業は、糖尿病の発症や重症化予防のため、医療スタッフの養成や、2次医療圏ごとの保健医療連携体制の整備に要する経費についての熊本大学病院への助成でございます。

(5)の歯科保健推進事業は、フッ化物洗口による虫歯予防対策など、県民の歯の健康づくりの推進に要する経費でございます。

75ページをお願いいたします。

(8)のがん診療施設設備整備事業は、がん診療に必要な設備の整備に要する経費についての助成でございます。

76ページをお願いいたします。

(12)のがん患者妊よう性温存治療費助成事業は、がん患者ががん治療により妊娠する力やさせる力が低下する可能性がある場合に、卵子等の凍結保存等の治療を受ける際に要する費用の助成でございます。

次、77ページをお願いいたします。

(14)の健康食生活・食育推進事業は、県民の健康な食生活や食育の実践を推進するため、普及啓発や人材育成、食環境整備に要する経費でございます。

78ページをお願いいたします。

7の難病対策費でございます。

(1)の指定難病医療費は、難病法に基づく医療費の公費負担分でございます。

79ページをお願いいたします。

予防費につきまして1,410万円余をお願いしております。

説明欄1のハンセン病事業費は、ハンセン病に対する正しい理解の啓発及び昨年4月に

開設いたしました熊本県ハンセン病問題相談・支援センター、通称りんどう相談支援センターの設置、運営に要する経費でございます。

次に、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金で2億9,320万円余をお願いしております。これは、市町村が実施する特定健診などの実施に必要な経費につきまして、国保特別会計へ繰り出しするものです。

以上により、一般会計予算として35億6,710万円余をお願いしております。

健康づくり推進課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

説明資料の80ページをお願いいたします。主な事業を御説明いたします。

まず、公衆衛生総務費で5億8,926万円余をお願いしております。前年度に比べ、5億8,224万円余の増額となっております。主な要因は、右側説明欄1の衛生諸費でございますが、新型コロナウイルス感染症での軽症者宿泊療養施設の借り上げが必要となったことによる増額でございます。

続きまして、2の保健医療推進対策費ですが、(1)移植医療推進普及啓発事業は、移植医療の推進を図るため、県臓器移植コーディネーターの設置に要する経費でございます。

(2)の臓器移植院内コーディネーター連携構築事業は、新規事業になります。県内の臓器移植院内コーディネーターの養成に要する経費でございます。

81ページをお願いいたします。

上段の生活衛生指導費につきまして3,001万円をお願いしております。

右の説明欄の1、生活衛生対策費ですが、(1)の生活衛生環境確保対策事業は、県民の日常生活に関係の深い理容所、旅館などの生活衛生営業施設の許可や監視指導等に要する

経費でございます。

(2)住宅宿泊事業適正運営確保事業は、住宅宿泊事業法に基づきます事業者からの届出の受理、指導監督等に要する経費でございます。

2の生活衛生営業指導費は、生活衛生営業指導センターの運営費及び同センターが行います生活衛生営業振興事業に要する経費について助成するものでございます。

82ページをお願いいたします。

下段の薬務費について、9,994万円余をお願いしております。

右の説明欄の2、薬務行政費ですが、(1)の薬事許認可事業は、薬局等の開設、医薬品や医療機器等の製造、販売に関する許認可事務、登録販売者試験の実施及び薬局機能情報システムの運営等に要する経費でございます。

次ページの(4)の在宅訪問薬局支援体制強化事業は、薬局薬剤師により在宅医療を地域単位で推進するため、熊本県薬剤師会が行う在宅訪問薬剤師支援センターの運営等について、地域医療介護総合確保基金を活用して助成するものでございます。

(6)の災害時医薬品供給体制構築事業は、新規事業になります。水害等に対応しました災害支援体制の構築に要する経費でございます。

以上、薬務衛生課の当初予算といたしまして、総額で8億2,865万円余をお願いしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 次に、議案第59号の説明をお願いします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課でございます。

資料の86ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計でございます。

特別会計の総額としまして1,893億5,453万円余を計上しており、前年度比26億9,274万円余の減となります。減額の主な理由は、説明欄の1、国民健康保険保険給付費等交付金や2、社会保険診療報酬支払基金納付金につきまして、国保の被保険者数の減に伴い、市町村への保険給付費等交付金や支払基金への納付金が減少するためでございます。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○亀丸健康づくり推進課長 次に、88ページをお願いいたします。

同じく国民健康保険事業特別会計でございます。1億7,600万円余をお願いしております。説明欄1の健康づくり推進費の国保ヘルスアップ支援事業は、糖尿病予防に関する経費や特定健診未受診者対策のための研修、さらに、医療費分析に要する経費でございます。

健康づくり推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○山口裕委員長 続いて、病院局の審査に移ります。

病院事業管理者から総括説明をお願いします。

○吉田病院事業管理者 病院局でございます。

今回提案しております議案の概要説明に先立ちまして、こころの医療センターの運営状況について御報告申し上げます。

初めに、患者数の動向でございます。今年度は、入院患者数については、昨年度並みでございましたが、外来患者数については、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止するため、デイケアを一時期休止したこと等によりまして、昨年度に比べ、1割程度減少する見込みとなっております。引き続き院内感

染対策を徹底しますとともに、患者の診療に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、当センターの運営状況でございます。当センターでは、政策的、先導的精神科医療として、患者の地域生活移行支援や児童思春期医療に取り組んでいるところであり、とりわけ児童思春期医療につきましては、新規の診察者数や入院患者数が昨年度より2割程度多くなっているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症対策として、結核病棟を活用し、軽症で精神疾患のある患者の方々の受入れも行っており、全職員一丸となって感染拡大防止に取り組んでいるところでございます。

今後も、県立の精神科医療機関としての役割を果たしながら、健全で安定的な病院経営を行っていただけるよう努めてまいります。

それでは、今回提案しております議案第64号、令和3年度熊本県病院事業会計予算につきまして御説明いたします。

こころの医療センターの管理運営に要する経費として、収益的収支で17億2,200万円余、空調設備及び照明設備等大規模改修事業等に係る経費として、資本的収支で7億5,500万円余、これらを合わせ、総額24億7,700万円余を計上しております。

このほか、改修事業に係る令和4年度の債務負担行為の設定をお願いしております。

以上が今回の議案の概要でございます。詳細につきましては、総務経営課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○山口裕委員長 引き続き、担当課から議案第64号の説明をお願いします。

○杉本総務経営課長 病院局総務経営課でございます。

委員会説明資料予算関係の89ページをお願いいたします。

病院事業会計について御説明いたします。

表の左側の収益的収支を御覧ください。

収入につきましては、年間患者数等から算定した医業収入と、一般会計から繰り入れていただいております負担金などの17億2,314万円余を見込んでおります。支出につきましては、17億2,244万円余をお願いしており、損益は、70万円余のプラスを見込んでおります。

次に、表の右側の資本的収支を御覧ください。

収入につきましては、企業債と企業債の償還に対する一般会計負担金を合わせた6億4,497万円をお願いしております。支出につきましては、老朽化した病院施設の大規模改修事業などに7億5,513万円余をお願いしております。

なお、収支の差引きは、マイナス1億1,016万円余となっておりますが、これには内部留保資金を補填することとしております。

90ページをお願いいたします。

収益的支出です。

右の説明欄を御覧ください。

1の医業費用につきましては、(1)の病院局職員給で10億8,818万円、(2)以下の材料費、経費等合わせて16億8,015万円余を、2の医業外費用につきましては、企業債利息等に4,178万円余をお願いしております。

次の91ページをお願いします。

資本的支出です。

説明欄1の建設改良費につきましては、空調設備及び照明設備等大規模改修事業や器械備品等の購入費で5億894万円余を、2の企業債償還金につきましては、企業債元金の償還金で2億4,619万円余をお願いしております。

表の中ほどの財源内訳を御覧ください。

地方債4億8,200万円と一般財源欄に一般会計から頂く負担金の1億6,297万円を主な

財源として計上しており、この2つの財源で不足する1億1,016万円余をその他に計上しております内部留保資金で補填することとしております。

病院の内部留保資金については、近年は、企業債償還に多くの資金を充当したため、減少を続けておりました。今後大規模改修工事等も予定され、このままでは病院経営に必要な内部留保資金を確保することができなくなる見通しとなったため、一般会計負担金について、平成22年度以来の受入れ再開をお願いすることとなったものです。

前に御報告した病院の第3次中期経営計画では、令和2年度から負担金を頂く予定としておりましたが、1年遅らせることができました。今後も、さらに病院経営の効率化に努めながら、病院運営体制の確立に努めてまいります。皆様の御理解と御支援をいただきますようよろしく申し上げます。

92ページをお願いします。

債務負担行為の設定をお願いしております。令和3年度から4年度にかけて行う空調設備及び照明設備等大規模改修事業の契約を令和3年度に行う必要があるため、令和4年度の事業費4億7,446万円余の債務負担行為の設定をお願いしております。

病院局からは以上であります。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○山口裕委員長 以上で後半グループの説明が終わりました。

付託議案について質疑を受けたいと思います。

質疑は、該当する資料のページ、担当課等述べられてからお願いいたします。

また、質疑を受けた課は、課名を名のって着座のまま説明してください。

それでは、質疑に移ります。

質疑はございませんか。

○西村尚武委員 80ページの公衆衛生総務費、その中の1番の衛生諸費の中で、軽症者等の宿泊療養事業というのがありますが、この中で、宿泊療養施設の借りに要する経費となっています。この内訳と申しますか、多分ホテルだと思うんですが、その辺を簡単にいいですから説明していただければ。

○樋口薬務衛生課長 これは、全てホテルの借りに要する経費になります。現在4施設で借り上げておまして、1日当たり約383万円を予定しております。

○西村尚武委員 現状、その施設の施設数というんですか、その辺は十分確保してあるんですかね。徐々にコロナ減ってはいますけれども。

○三牧医療政策課長 医療政策課でございます。

一応入院の全体調整をうちのほうで行っておりますので、今のお話について説明させていただきます。

現在、昨日現在で入院患者19、宿泊療養が8、自宅療養が4という状況で非常に落ち着いたところになっております。ただ、マスク等でも言っておりますけれども、第4波というのがいつ来るか分かりませんし、特に第3波、年末から今年の年始にかけて非常に苦労した経験ございますので、当面は、この体制はまず確保していきたいと。さらに、第4波が増えてくるとなると、現在のホテル数で大丈夫なのかというのは検討が必要かと思っております。今のところは4施設で対応しておりますが、今後増やす可能性も十分あると考えているところでございます。

以上です。

○西村尚武委員 分かりました。じゃあ取りあえずは4施設確保してあれば何とか対応で

きるという状況なんですね。はい、分かりました。よろしく申し上げます。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 64ページの医療政策課、医療施設浸水対策事業ということで新規事業で上がっておりますけれども、浸水想定区域に所在する医療機関というのが、これ、どのくらいあって、この予算でこの経費が対応できるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思っております。

○三牧医療政策課長 まず、浸水想定区域での、まずこの対象医療機関ですけれども、この対象医療機関というのは、いわゆる救命救急とか、あと、災害拠点医療機関とか、その辺りを対象としているところでございます。全体の数は現在確認中でございます。

今回の予算というのは、一応4施設分、4医療機関分のを対象としているところでございます。

その浸水想定区域で、これは、要は、移転とか何とかじゃなくて、例えば1階に非常用電源とかがあったら屋上に上げるとか、あとは止水防止板の設置とかです。もう既にそういった対応をしているところにつきましては、また対象が外れますので、現在のその辺りを確認中でございます。

○鎌田聡委員 これは4施設分ということで、全体どれだけあるか今確認中ということですね。4施設以上あるということですよ。

○三牧医療政策課長 県内の浸水想定区域、かなり広いもんですから、当然あるとは思っています。ただ、既にもう対応を終わっているところもかなりあると思っておりますので、そ

の辺りの仕分が必要かと思えます。

○鎌田聡委員 分かりました。しっかりやっていただきたいと思えます。

それともう1点、69ページ、潜在保健師等人材バンク事業で、これも新規で上がって来ますけれども、これ、今潜在保健師さんはどのくらいこれもいらっしゃるのでしょうか。

○三牧医療政策課長 まず、現役の保健師さんが県全体で900名ほどいらっしゃいます。うち、年間40名ほどが離職されているという状況になっております。県全体での潜在保健師がどれだけいるというのはうちのほうでもまだ把握はしていないんですが、離職者が40名いるということであれば、年間で大体30名程度は確保できないかということで現在準備を進めているところでございます。

○鎌田聡委員 保健師の業務というのは、非常に過剰になってきておりますんで、こういう取組は非常にいいと思えますけれども、あとはしっかりと、そういった辞められる方は、それが、いろいろな事情があって辞められていると思えますんで、そこをしっかりとフォローできるような取組をしっかりとやっていただきたいと思えますんで、よろしくお願ひしておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 医療政策課に3本ありますんで。一つが、62ページの(9)の地域医療等情報メディカルネットワークの件なんですけれども、現状において、その加入者がどの程度いてというのを一つと、もう一つは、7月の豪雨災害のときにこのネットワークはうまく利用できたのか、活用できたのかというのが1点です。

続けて、3点言いますんで。もう一つが、

新型コロナウイルス感染防止遠隔医療推進事業、66ページの新規事業なんですけれども、もともと、この遠隔医療というのは、画像診断等においてはあったわけなんですけれども、これが現状どのような状況に、ある程度広がりがあるというふうに思うんですけれども、どのような診療科までこの遠隔医療を進めていっているのかというのが分かれば、そこも教えていただきたいと思えます。

もう一点が、69ページの看護師等卒後フォローアップ研修事業、今回、コロナによって研修ができなかった方々を補完するために研修をするというふうになっておりますけれども、具体的にどういう形でこれ、実施を進めていくのかを教えていただければと思えます。

以上3点お願いします。

○三牧医療政策課長 まず、62ページの地域医療等情報ネットワーク基盤整備事業、いわゆるメディカルネットワークの関係でございます。本年2月末現在で加入者数が4万9,552名となっております。これは、当方の県計画で来年の3月までに5万人を確保するというところにつきまして、1年早く達成できているような状況でございます。

続きまして、豪雨災害における対応状況なんですけれども、実は、人吉・球磨地域で、医療機関、かなりの被害が出ておりました。要は、紙のカルテが流されるという状況がかなり出ましたんで、そういった際に、このメディカルネットワーク、かなり活躍されたというふうに伺っております。要するに、サーバー上にデータが全部入ってるものですから、なおかつ、かかりつけ医に行かなくても、地域の拠点病院とかに行ったときに、そこに個人のデータを全部送れるということで、非常に活躍したということで、地元の医師会とか医療機関からも、かなりお礼の言葉をいただいております。やっぱりこういった

ネットワーク事業というのは、災害に対して非常に効果を現すということで、今県内の全地域でこういった効果をお話ししながら、またさらに話を進めているところでございます。

続きまして、66ページの遠隔医療推進事業でございます。こちらのほうが、この遠隔事業につきましては、医療関係者でも遠隔事業について賛成と反対それぞれの意見がございます。ただ、新型コロナウイルス感染防止につきましましては、この遠隔医療、いわゆるオンライン診療というのがかなり効果があるということで取り組んでいるところでございます。

令和3年度の計画としましては、一応40施設を対象に補助を行いたいと思っております。中身としましては、コンピューターの機器とか通信機器等を考えているところでございます。実は、昨年から今年にかけて、電話診療とかもかなり実施されておまして、こちらのコロナ対策としましては、今後も進めてまいりたいというふうに考えております。

最後が、69ページの看護師等卒後フォローアップ研修事業でございます。こちらのほうは、委員おっしゃるとおり、今年卒業予定の看護学生というのは、臨床の実習研修が非常に足りておりませんでした。年度後半に入りまして研修を受けられたんですけども、それでも一部の課程につきましては研修を受けてないということで、来年度、研修先として県内10か所、これは、急性期の病院2か所、回復期が3か所、そして訪問看護ステーションのところ5か所ということで計画をしているところでございます。一応看護協会に委託しようと考えているところでございます。

以上です。

○藤川隆夫委員 ありがとうございます。

遠隔医療に関しましては、豪雨災害で大分活躍したってことなんで、これを契機に、も

っと県内広がるように周知していただければと思います。よろしく申し上げます。

遠隔医療に関しまして、当然オンライン診療で、これからますます必要度が高まってくるというふうに思っておりますけれども、その中で、画像であるとか心電図であるとか、そういうものはある程度分かるし、また、皮膚疾患に関しても、恐らく使えるだろうというふうに思っております。また、併せて、電話診療もやられているということなんで、使えるものから、使えるっておかしいけれども、病気の種類によっては使えるもの、使えないものがあると思えますんで、使えるものに関しては、もうこれをさらに進めていただければというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

あと、研修に関しまして、また新たにさせていただけるということなんで、これもちょっとほっといたしておりますんで、よろしく願いいたします。

以上です。

○岩下栄一委員 自治医科大学経常運営負担金1億3,000万、自治医科大学には熊本から何人ぐらい毎年行くんですかね。

○三牧医療政策課長 自治医科大学でございます。来年度につきましては3名、大体毎年というか、当方からは、2名か3名ということで自治医科大合格しているんですけども、来年度は、一応3名の予定でございます。

○岩下栄一委員 その人たちは、熊本に帰ってくるんですか。

○三牧医療政策課長 大学を卒業後、医師資格取得後、基本的に9年間は、熊本県内で勤務していただく形になっております。以前は、その勤務明けで2分の1が熊本に残っ

て、あとは県外に出るといったケースがございましたが、ここ10年ほどは、県内に残る確率も7割を超えるような状況になっているところでございます。

○岩下栄一委員 なるべく、せっかく熊本からおいでになるから、熊本に帰ってほしいですね。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○竹崎和虎委員 前半グループで説明はあったんですが、後半のほうにも関わってくるものですから、ここで質問をさせていただきたいと思います。

12ページで新型コロナワクチン接種体制の支援事業ということでありました。現在、医療従事者等のワクチン接種が始まっておいて、今後、高齢者、基礎疾患お持ちの方、一般の方と順次接種が始まっていくわけですが、これを市町村が対応していかれると思います。

そういった中、昨年7月の県南豪雨災害で、今仮設であったり、みなし仮設でお暮らしの方が2月末時点で4,069名いらっしゃるとう発表がございまして、もちろんそういった方々にも対応をしっかりやっていただきたいんですけども、ほかに、知人とか親戚の方を頼って生活されている方がおられると思うんですよ。そこを何名いらっしゃるのか把握していらっしゃいますか。

○下山健康福祉政策課長 ワクチンの御質問でしたけれども、被災者というところでの情報としてお答えさせていただきます。

新しいところで言いますと、2月の15日の調査で、地域支え合いセンターが見守りの対象として考えられている住まいや生活支援に課題のある方ということで捉えているんですけども、5,200人ぐらいいらっしゃいます

て、その中で、約半分が在宅でいらっしゃるまして、委員、お伺いの知人、親戚宅にいらっしゃるの754名というところでございます。この方々については、10月ぐらいまでずっとしっかり調査をしていたんですが、支え合いセンターが10月末にできまして、支え合いセンターのほうで細かく調査をしております、ほぼ把握をできているというふうに認識しております。

ただ、どうしても視点が、見守りを、相談を行うべき対象として、福祉的課題をどう解決していくかとか、支援につないでいくかという視点で把握している数字でございまして、おっしゃったような、例えば、ワクチン予防接種との関連でございまして、そういったところは、恐らく同じ福祉部局が対応していると思いますので、連携を取って、情報を共有しながら、補足に努めていただくことになろうかというふうに思っております。

○竹崎和虎委員 連携して、しっかり把握をお願いしたいところなんですけれども、その中で、今おっしゃった中で、私が確認というか、お話しした中で、人吉だったり芦北の方なんですけれども、福岡であったり、大阪であったり、東京の方もいらっしゃいました。移られてというか、今身を寄せて生活をされているという方がいらっしゃったんですが、こういった方々が、ワクチンをちゃんと接種できるような、市町村がクーポンを送られてとか、恐らく県外で受けられないと思うんですけども、そういったところの対応どうなってるか、教えてください。

○樋口薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

被災者の中で県外におられる方につきましては、住所が、避難先が分かっている場合につきましては、市町村のほうで、住所地外接種届出済証とクーポン券を併せて送る形にな

りまして、今おられる住所地でワクチンが打てるということになります。

○竹崎和虎委員 それは、今県外でどこにお住まいか分かっている方ということですよ。であれば、先ほど申したとおり、しっかりですね、まだ漏れている部分もあるかもしれんもんですから、市町村とも連携を取っていただいて確認をしていただきたいと思ひますし、ほかに、特に、学生さんが多いと思うんですけども、住民票は熊本に置いて、私もそうだったんですけども、大学だったり、専門学校であったり、県外の学校に通っている方々にも、同じような形になるかと思ひますけれども、しっかり対応していただきたいと思ひます。

知事も、代表質問とか一般質問の中で、ワクチンがコロナ収束の希望であり、切り札とおっしゃってましたし、今日も冒頭、渡辺部長さんからの御挨拶にもありましたけれども、市町村と連携して、ワクチン接種が円滑に進むようにという言葉もありましたので、しっかり対応していただきたいと思ひます。要望です。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○藤川隆夫委員 じゃあ、コロナのワクチンに関しまして、現在医療従事者、その後に高齢者並びにこの施設の職員含めて打てるような流れで熊本県はやっていただいたわけなんですけれども、この中で、実は、精神障害、知的障害の方々をどういう形で接種していくのかという話が今後出てくると思ひます。この方々を集団接種の場所に連れていくのは極めて困難だろうというふうに思ひしております。であれば、その施設の嘱託医なりが、高齢者の施設と同様に、知的障害、精神障害のと打てるような形の仕組みをつくっていただ

かないと、恐らく漏れてしまう可能性があると思ひます。特に、精神、知的障害の方々には、先ほども話ありましたように、マスクをほとんどしてません、やっぱり現場に行くと。だから、そういう意味においては感染リスクが高いわけなんで、できるだけ高齢者と同じような形で打てないのかな。特に、高齢者がその中に含まれて、年齢様々ですもんね。今言った知的障害、精神障害、それを一括して打てるような方向にできれば持っていただきたいと思ひますので、これ、要望で構いませんので、よろしく願ひします。

何か答弁があれば願ひしたいです。

○樋口薬務衛生課長 知的障害者の方の施設での接種の在り方につきましても、今国のほうに要望のほうを上げているところでございまして、また、国のほうから方針のほうを示されましたら、そのように対応していきたいというふうに考えております。

○藤川隆夫委員 了解です。障害者も同じでやっていくわけですね。

○唐戸子ども・障がい福祉局長 子ども・障がい福祉局でございまして。

藤川先生から御要望ございました点につきましても、我々のほうも、やはり障害者支援施設のクラスターというのがもう大変我々としても大きな経験としてあるところでございまして、それぞれ障害者の方のかかりつけになつておられる先生ですとか、施設の嘱託医の方、そういった方々と連携しながら、こういった形でできるか、市町村とよく相談してまいりたいと思ひしております。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で後半グループの質疑を終了します。

それでは、ただいまから、本委員会に付託された議案第44号、第46号、第59号、第64号及び第77号から79号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第44号外6件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号外6件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査とすることを議長に申し入れることとしてよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開を13時10分からいたしたいと思います。よろしくお願ひします。

午後0時20分休憩

午後1時8分開議

○山口裕委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、その他に入ります。

執行部から報告の申出が5件あっております。それぞれ報告について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○下山健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

当課から2件御報告をさせていただきます。

まず、1点目が、報告資料のほうの1ページ目をお開けください。

新しいくまもと創造に向けた基本方針の案と第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の案でございます。基本方針は、本来総務常任委員会での付託審議事項となっておりますが、県政全般に関わることから、当常任委員会でもその概要を報告させていただくというものでございます。

まず、こちらの基本方針のほうは、蒲島県政4期目の基本方針として、令和5年度末までに重点的に推進する取組の方向性をまとめたものでございます。

資料左側のオレンジの基本理念のところですが、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する。」としております。この理念の実現に向け、その右側でございますが、4色の4つの柱によって施策を展開してまいります。また、左下、黄色の枠に示していますが、今般、SDGsの理念である、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりの視点が極めて重要となっており、今回の基本方針では、SDGsの理念に沿った取組を推進してまいります。

なお、下段にあります青色の枠囲み、球磨川流域における緑の流域治水の推進、水俣病問題などについても、引き続きしっかり対応してまいります。

右側に移ります。総合戦略のところです。

基本方針の4つの柱に沿った具体的な施策は、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載しております。各施策の着実な推進に向け、PDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や、市町村と連携した地方創生の推進に取り組んでまいります。

なお、健康福祉部関係の主な施策をもう少し御紹介いたしますが、資料左側の基本方針

の1、令和2年7月豪雨からの創造的復興の施策1や3の熊本地震からの創造的復興、その施策1として、最重要課題である住まいの再建に取り組むほか、今度2番に戻りますが、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対応の施策1のところでは、感染症対策の体制強化として、相談、検査や医療提供体制の確保などに、それから、施策2の持続可能な社会の実現として、生活困窮者への支援や子供の居場所確保などに取り組んでまいります。そのほか、4の将来に向けた地方創生の取り組みでは、施策3としまして、安全・安心な社会の実現として、子供を安心して産み、育てられる環境整備などに取り組んでまいります。

最後に、この基本方針の案は、パブリックコメント、また、熊本県地方創生会議の皆様からの御意見を踏まえ、作成しております。

基本方針、総合戦略についての説明は以上となります。

続きまして、“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について御説明を申し上げます。

2ページ、3ページになります。

この案件につきましては、本来、球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものでございます。先ほどと同じく県政全般にわたる内容ですので、当委員会でも報告をさせていただくというものでございます。

2ページのほうですが、令和2年7月豪雨からの復旧、復興については、昨年11月24日に復旧・復興プランを策定し、治水防災対策や住まい、なりわいの再建など、一日も早い復旧、復興に向けて県庁一丸となって取り組んでいるところです。これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、熊本地震と同様に、復旧、復興に向けた重点10項目を選定し、今般、ロードマップを作成いたしました。今後、このロードマップを基に、取組の進捗管理を行い、復旧、復興をさらに加速させてま

いります。

では、重点10項目としまして、左側を御覧ください。

復旧・復興プランの中から、1の河川堆積土砂の撤去や4の住まいの再建など、住民の方々や流域市町村などから特に要望が多かった項目で、かつ、安全、安心や生活再建に直結する項目を重点10項目としてまとめております。中央には、年度ごとの取組内容を記載し、右側に令和5年度末までの到達イメージを記載しています。

この重点10項目のうち、健康福祉部関係、御紹介いたしますと、3の“いのち”を守る防災・減災力の強化において、要支援者お一人お一人の個別計画と要配慮者利用施設の避難確保計画の策定支援について、それから、番号4の最重要課題であります本格的な住まいの再建に向けた支援について、それぞれ記載をしております。

4ページをお願いいたします。

こちらは、重点10項目のように進捗管理を行うというものではありませんが、プランに掲げる持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンの主な取組について、中長期的な取組の方向性をお示ししているものです。

先ほど御説明しました重点10項目を着実に進めながら、併せて、ICTを活用した安全・安心なまちづくりなど、持続可能な地域の実現に向けた中長期的な取組を進めてまいります。

最後になりますが、今後、復旧、復興の取組の進捗状況については、この重点10項目を中心に、適宜議会に報告をさせていただき、県民の皆様にも広くお知らせをさせていただきます。

説明は以上となります。

○篠田高齢者支援課長 高齢者支援課でございます。

次の5ページでございます。

第8期熊本県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画についてでございます。

この計画につきましては、11月議会の本委員会で御説明をさせていただきましたが、その後、これまでの間に実施しましたことにつきまして、一番下の5番ですけれども、スケジュールのところを御覧いただきますと、12月25日から1か月間、パブリックコメントを実施いたしました。なお、このパブリックコメントにおきましては、意見の提出はございませんでした。また、2月には、保健福祉推進部会におきまして、委員の方から御意見をいただきまして、その意見を反映し、今月末までに計画を策定する予定でございます。委員の方からの御意見によりまして、計画の本文におきましては、文言の修正等が必要でしたが、この資料に掲げております中段3番の基本的な考え方や、その下、4番の重点的に取り組む事項などにつきましては、修正はございませんでした。

次の6ページに、A3の資料になりますが、概要をつけております。今回、資料の下の部分、赤い枠で囲んでおりますところに介護サービスの見込み量、介護サービス給付費及び介護保険料につきまして記載をしております。いずれも令和3年2月時点の数値を掲載しておりますので、今後、3月末までに策定されます市町村の介護保険事業計画の数値を踏まえまして、更新することとしております。

高齢者支援課は以上でございます。

○下村障がい者支援課長 障がい者支援課でございます。

報告書の7ページをお願いいたします。

くまもと障がい者プラン及び熊本県障がい福祉計画の策定について御報告いたします。

この2つの計画につきましては、11月の厚生常任委員会で説明させていただいたところですが、その後、12月から1月にかけて

ましてパブリックコメントを実施しております。さらに、2月に障害者施策推進審議会の意見をお聞きしておりまして、3月中に策定をすることとしておるところです。

パブリックコメントにつきましては、9件御意見をいただいておりますが、今後の施策推進に向けた意見や要望が多く、審議会の意見等を踏まえて、数字の時点修正や文言の一部修正、追加などを行っております。

ここに示しました主な新規・拡充事項とか基本的な考え方、これらの計画の主な内容については変更はございません。

なお、概要につきましては、次のページにつけておりますし、また、本文の計画案も付させていただきますので、参考にいただければと思います。

障がい者支援課の報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○沖国保・高齢者医療課長 国保・高齢者医療課です。

報告事項の10ページをお願いいたします。

熊本県国民健康保険運営方針の改定でございます。

11月議会の本委員会に報告しました後、パブリックコメントを実施するとともに、熊本県国民健康保険運営協議会を開催し、審議いただきました。運営協議会での意見を踏まえて、主に2点追加しておりますので、その概要を説明いたします。

11ページをお願いします。

左側の「はじめに」の後、新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、丸印から4行目の「また」以降ですが、近年地震や豪雨が発生していることを踏まえまして、既に実施している内容ではありますが、災害時における被災者の生活支援についての記載を、ここに3行追加しております。

それから次に、12ページをお願いいたします。

右側の第6章の1でございますが、1つ目の丸の市町村事務の標準化につきまして、昨今の政府のデジタル・ガバメント推進の動向を踏まえ、下線の5行目「なお、国が進める地方自治体の業務システム標準化等の動向を踏まえて対応していく。」の1行を追加しております。11月議会後の主な修正は以上であります。

今後、3月中に決定、公表し、4月から運用する予定であります。

国保・高齢者医療課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○藤川隆夫委員 精神障害のところで地域包括ケアシステムを構築していくという話がありましたけれども、地域包括ケアシステムというのは、介護で利用する地域包括ケアシステムとリンクするのか、それとも全く別のものなのか、まず、そこを教えていただければと思います。

○下村障がい者支援課長 まず、地域包括ケアシステムを推進するには、地元の方の理解とか関係機関の協力が必要だと思っています。圏域ごとに協議の場というのを令和元年度末までに設置しております。その中で、介護のほうの関係機関も入れながら、必要に応じてはですけれども、連携していくという形になっています。

○藤川隆夫委員 今の話でいくと、精神障害者も含めて、普通の介護必要な人も含めてリンクしながらやっていくという話かというふうに今理解したんですけれども、それでよろしいですね。

○下村障がい者支援課長 一応協議の場は、精神障害者向けでつくっておりますが、その中に介護とも連携しながらやっていくという形です。

○藤川隆夫委員 精神障害者、逆に言うと、ある特殊な部分もありますんで、逆に言うと、そこは最終的には統合でもいいかもしれないけれども、初期の部分においては、精神障害だけできちっと話をして、その後、介護と連携するという形のほうが、地域包括ケアシステムとしてはいいのかなというふうに思うんですけども。

○下村障がい者支援課長 そういうことでございます。もう一回繰り返しになりますが、地域の協議会は精神のほうでつくらせていただいて、その中でまず論議させていただいて、必要であれば、介護の方も入っていただいて進めていくという形になります。

○藤川隆夫委員 よく分かりました。ただ、ここに書いてある成果目標があまりにもハードルが高いような気がしてしょうがないんですけれども。令和5年度における入院後の3か月時点の退院率だとか、6か月時点の退院率だとか、1年時点の退院率が極めてハードルが高いように思うんですけども、現状は、精神科病棟の入退院に関しては、これほど高くないというふうに思っています。なかなか退院できないのが現状だろうというふうに思って、地域に移行できないのが現状だろうというふうに思っておりますけれども、この数字自体は国が示したものですかね、このパーセンテージは。

○下村障がい者支援課長 まず、この目標の項目につきましては、別途定めてます障がい福祉計画、そこから持ってきた部分です。で、同じにしております。実際に、もしお手

元であれば、プランの案というのを冊子で配らせていただいておりますけれども、64ページに現状値を入れております。

64ページの表を見ていただくと、プランの64ページです。表のナンバー3ですが、3ヶ月時点の退院率というのを記載しております、R元年度の現状値としては54.8%ということになっております。一応目標値は前回のこれ、計画の部分ですので、69%というのを目標にしていますということです。

今回、58ページに今回の数値目標を同じように入れてあります。今回の目標は69%という形で設定させていただいているという流れです。

○藤川隆夫委員 分かりました。できるだけこの目標値に近づけるように努力してもらうのはありがたい話なんですけれども、現実問題、私も精神科病院行きますので、現状はちょっと違うかなというふうに思っておりますので、できるだけ努力していただければと思います。なかなか地域移行というのは難しいです、やっぱり。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、これで報告に対する質疑を終了します。

ここで、私のほうから、11月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和2年度厚生常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、案を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された要望、提案等の中から取組が進んでいる主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等について、副委員長及び執行部とで協議し、当委員会として、7項目の取

組を上げた案を作成いたしました。

ここに上げた項目は、いずれも委員会審議により、取組が進んだ、あるいは課題解決に向けての検討や調査が動き出したようなものを選定しております。

もちろん、この項目以外の提起された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等を行ってまいります。これらの項目を特に具体的な取組が進んでいるとして取り上げさせていただきます。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 よろしいですか。では、この案でホームページへ掲載したいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、簡易な文言の整理、修正があった場合は、委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、その他のその他に入りますが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 ありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、本日の委員会を閉会いたします。

午後1時28分閉会

○山口裕委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日5名出席されております。それぞれ一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 ありがとうございます。

それでは、1人ずつ、一言ずつ、長文でも構いませんので、思いの丈をお聞かせいただければと思います。

では最初に、渡辺健康福祉部長。

（健康福祉部長、病院事業管理者～健康局長の順に退任挨拶）

○山口裕委員長 5名の皆様、お疲れさまでございました。

なお、今年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、中村副委員長はじめ委員の皆様におかれましては、委員会の活動に御協力をいただき、スムーズな進行ができたと思っております。県政の抱える重要な諸課題につきまして熱心に御審議いただきましたこと、本当にありがとうございました。

また、健康福祉部渡辺部長、そして病院局吉田病院事業管理者を含め、執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策や令和2年7月豪雨への対応等々、お忙しいときにも、我々の委員会に対して懇切丁寧な説明をいただいたこと、大変感謝いたします。

先ほど御挨拶をいただきました5名の皆様におかれては、ゆっくりしたいというお気持ちもあるかと思いますが、熊本県の発展のために、今後ともお力添えをいただきますことを切にお願いいたします。——4名の方ですね。その上で、唐戸局長におかれましては、かけ橋をやっていただけるということでございますので、今後とも、熊本県の健康福祉行政に御助力いただければと願うところです。

最後になりますけれども、私は、1年間通して今日認めていただいた予算が3,764億、健康福祉部ですね、病院局は別にありますけれども、200億超の額が増額になっている現状でありまして、こうやって健康福祉行政が充実することも重要でありますけれども、今後どのようにそれを賄っていくのか、負担をやっていくのか、なかなか国民的な議論が進

まないのが現状でありまして、こういった問題にも、課題にも我々政治家は、そうですね、蓋をすることなくということが適切かどうか分かりませんが、挑戦していかなければいけないのかなというふうに思っております。

今後とも皆さんが頑張ってくださいですが、熊本県の発展につながりますので、これからも絶大なる御尽力をお願いしまして、委員長としての挨拶に代えさせていただきます。

本日はありがとうございました。（拍手）

それでは、中村副委員長からも御挨拶をお願いします。

○中村亮彦副委員長 それでは、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、山口委員長の下で委員会運営に努めてまいりましたが、委員各位におかれましては、御指導、御鞭撻をいただき、本当にありがとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただき、心から感謝を申し上げます。

委員、執行部の皆様方には、この委員会で論議されましたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨からの復興への取組をはじめ各施策を一層推進していただき、本県がさらに発展していきますよう心から御祈念を申し上げる次第でございます。

今年の委員会が始まってから今日に至るまで、この1年間、新型コロナウイルスの課題に取り組んでまいりました。感染拡大ということで、本来ならば、皆様方と親睦を深めることを目的とするお見知り会であったりとか、管内視察においては実現をいたしましたけれども、管外視察も行われませんでした。これはもう本当に残念であったというふうに思うわけでありまして、ただ、皆さん

と、これからまだ、年度が明けても、懇親会、いずれ開かれるかもしれません。それは、私の高校の大先輩であります西村委員のほうで、それをまた開いていただけるというふうなお話も聞いておりますので、どうか皆様方におかれましては、楽しみにしていただきたいというふうに思っておるところでございます。

委員の先生方、また、執行部の皆様方、本当にありがとうございました。（拍手）

○山口裕委員長 以上で終了いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午後1時39分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長